

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期目標（案）の策定について

### ■ 1 第2期中期目標（案）策定の概要

- (1) 第1期中期目標期間が今年度末をもって終了することから、今年度中に第2期中期目標期間に係る新たな中期目標・中期計画を策定する必要がある。
- (2) 市長は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下、「法人」という。）が第2期中期目標期間内に達成すべき目標を定めた中期目標を法人に対し指示する。（地方独立行政法人法第25条第1項）
- (3) 市民等に分かりやすく伝えるため、簡潔な構成とし、法人が果たすべき役割を大きな柱立てとして明示し、市長が法人に指示する内容を明らかにする。
- (4) 法人は、中期目標を達成するための具体的計画を中期計画として定め、市長の認可を受け、自ら定めたその計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施する。

### ■ 2 第2期中期目標（案）策定の考え方

- (1) 第1期中期目標を基本的に継続するが、新型コロナウイルス感染症の影響等社会情勢を踏まえ、医療機能及び法人経営の面から目標を策定する。また、取り組むべき重点事項を追加する。
- (2) 第7次茨城県保健医療計画（平成30年度～令和5年度）、茨城県地域医療構想において法人に求められる機能を踏まえたものとする。
- (3) 総論的な表現とし、将来、新たな役割や拡大の可能性がある事項も読み込める表現とする。（具体的な取組み等は、中期計画・年度計画で定めるよう指示）
- (4) 具体的な指標は中期計画・年度計画で定めるよう指示するとともに、目標の水準は実現可能性を考慮しながら、法人の自発的な努力を促すものとする。